

投票結果集計

[水素インフラ規格基準委員会]

一般財団法人石油エネルギー技術センター
自動車・新燃料部

1. 投票議案名

「圧縮水素スタンド安全技術基準 JPEC-S 0007 (2017) (案) rev1」の承認

2. 提案資料

「圧縮水素スタンド安全技術基準 JPEC-S 0007 (2017) (案) rev1」

3. 投票締切日：

平成29年8月 7日 (月)

4. 投票結果

4.1 集計結果 **可決**

4.2 集計内訳 **賛成9票、コメント付賛成1票**

4.3 コメント付賛成のコメント内容と事務局(JPEC)対応

1. 「1.目的」を修正する：JIMGA-Sと同様に「本基準は、リスク評価の結果により得られた安全対策の一部を自主基準として取り纏めたものである。」とすべき。(P1)

⇒本基準の基となります「特定圧縮水素スタンドに係る **PEC 自主基準(70MPa)**」におきましては、ご指摘のとおり、リスク評価の結果により得られた安全対策の一部を自主基準として取り纏めたものがありますが、その後新たなリスク評価による安全対策の抽出は行っておりません。今後の改訂での課題になるかと存じます。今回の基準では、「本基準は、リスク評価の結果により得られた安全対策の一部を自主基準として取り纏めた「特定圧縮水素スタンドに係る **PEC 自主基準(70MPa)**」を基に、その後の法改正や新たな知見による見直しを行い制定したものである。」と修正いたします。

2. P10「2. パージライン用元弁及びベントライン接続部の措置」において、パージライン用元弁及びベントライン接続部の措置は) 7条の3第2項のみ適用ではいか？このままでは1項 **ST**にも適用される。(1項も式と境界で1%濃度管理するのか?) 要修正。

⇒本基準は、後から出てきます「**8. 誤操作、いたずら防止措置**」の代替措置として提示されているものであります。順番が悪いので、この項目を「**2. 誤操作、いたずら防止措置**」と改めさせていただき、本項目は「**3. パージライン用元弁及びベントライン接続部の措置**」とし、以降の7.番目までの項目を順次項目番号を1つずつ増やすようにいたします。

また、ご指摘の内容ですが、敷地境界(1項 **ST**にあつては事業所の境界)では水素は爆発下限界の4%から安全をみて設定されました1%濃度で管理いただきたくこの基準を設定いたしました。

3. P18「10.圧縮機の圧力監視措置」、P20「12.圧縮機のガス温度上昇防止措置」において、「出口遮断弁」は不要。故に例示基準通りとなるので本基準は不要。海外製の圧縮機には出口弁が無い。

⇒圧縮機は停止操作をかけても、瞬時には停止せず出口圧力が高くなり蓄圧器圧力が高くなる場合、スピルバックを掛ける場合等、メーカーにより異なり、入り口遮断弁と出口遮断弁を閉止する順番や時期はメーカーに任せることにして、このような曖昧な表現にしています。本基準では、出口遮断弁の設置を義務付けたものではなく、「入り口遮断弁及び出口遮断弁が設置されている場合」という理解で宜しいかと思えます。よって、ご指摘の基準（計 3 箇所）該当部に下線部を追加、「圧縮機入り口遮断弁および出口遮断弁が設置されている場合にあつては、両弁を閉止し、両弁の閉止状態を検知し、」のように修正します。

4. P23「15.圧縮水素スタンド内に存置する水素トレーラーの管理」において、図が不適切。管理室とディスプレイの間は障壁である必要はないと考える。高圧ガス設備の位置関係を示すのであれば、管理室を消しても良いのでは？（左のスペースに置いても良い）

⇒この図につきましては、ご指摘の件を踏まえまして修正し、図のキャプションの下に「注）必要な障壁の位置は機器の配置によって異なりますので、この図はあくまでも参考としてとらえて下さい。」の文言を追加します。

※詳細は「表 圧縮水素スタンド安全技術基準（JPEC-S 0007）に対するご意見と事務局対応について」参照

以上

投票結果集計

[水素インフラ規格基準委員会]

一般財団法人石油エネルギー技術センター
自動車・新燃料部

1. 投票議案名

「圧縮水素スタンド安全技術指針 JPEC-TD 0001 (2017) (案)」の承認

2. 提案資料

「圧縮水素スタンド安全技術指針 JPEC-TD 0001 (2017) (案)」

3. 投票締切日：

平成29年8月 7日 (月)

4. 投票結果

4.1 集計結果 **可決**

4.2 集計内訳 **賛成9票、コメント付賛成1票**

4.3 コメント付賛成のコメント内容と事務局(JPEC)対応

(1) コメント内容に対する事務局(JPEC)対応

今後、定期的なリバイスをお願いしたい。(P57の関係法令なども含む)

⇒ J P E C 内部で適切な頻度等を確認し、今後も定期的に見直しをさせていただきます。

(2) 事務局(JPEC)自発的対応

<引用するガイドラインの名称変更とその管理団体の変更>

第4章 設計、製作 4. 1 基本的考え方の【指針・ガイドライン】等で、追加修正をします。

(修正前)

- ・ 充填性能確認ガイドライン (JPEC-S0003(2016)準拠) FCCJ
- ・ 燃料電池自動車用水素の品質管理運用ガイドライン FCCJ
- ・ 燃料電池自動車用水素の計量管理運用ガイドライン FCCJ
- ・ 水素スタンド緊急時対応基準作成のガイドライン JPEC

(修正後)

- ・ HySUT-G 0001 水素品質管理の運用ガイドライン
- ・ HySUT-G 0002 水素計量管理の運用ガイドライン
- ・ HySUT-G 0003 水素充填性能確認ガイドライン (JPEC-S0003(2016)対応)
- ・ HySUT-G 0004 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (gtr容器) を用いた検査充填装置ガイドライン
- ・ 水素スタンド緊急時対応基準作成のガイドライン JPEC

以上